

2 核管六第 60 号  
令和 3 年 2 月 17 日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区東上野 1 丁目 28 番 9 号  
公益財団法人 核物質管理センター  
理事長 下村 和

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター  
核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 28 日付 (2 核管六第 033 号) で申請した公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請の一部を別紙のとおり補正致します。

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請の一部補正

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請（2核管六第033号：令和2年9月28日付）の補正理由及び内容は、以下のとおりである。

なお、補正内容の詳細は別添-1「新旧対照表」のとおりである。

1. 補正理由及び内容

(1) 記載の適正化

- ① 目次の第5章の題目を本文との整合を図るため、「保安上特に管理を必要とする設備の操作」から「使用施設等の操作」に修正した。
- ② 第4条（品質マネジメントシステム）1.2の記載を、下部要領であるRSC保安品質マニュアルに定義が定められていることを明確化にするため、「品質管理基準規則に従うものとする。」から「品質管理基準規則に基づき別途定める「RSC保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。」に修正した。
- ③ 第4条（品質マネジメントシステム）1.2(1)の記載を、保安に係る組織が第5条（保安に関する組織）と同一であることを明確にするため、『「保安に係る組織」とは、六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。』から『「保安に係る組織」とは、第5条に定める六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。』に修正した。
- ④ 第4条（品質マネジメントシステム）1.2(3)として、管理者の該当者を明確にするため、『「管理者」とは、六ヶ所センターにおける保安業務及び品質マネジメント活動の管理監督する所長、六ヶ所検査部長（以下、「部長」という。）及び第6条第1項第5号から第7号に掲げる課長（以下、「各課長」という。）をいう。』を追加した。また、追加に伴い第5条（保安に関する組織）第1項第5号の「六ヶ所検査部長（以下、「部長」という。）」から「部長」に変更するとともに、第12条（職員等への保安教育）第3項の「第6条第1項第5号から第7号に掲げる課長（以下「各課長」という。）」から「各課長」に変更した。

- ⑤ 第 4 条（品質マネジメントシステム）3.8 の「業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）」から「業務を管理監督する管理者」に変更した。
- ⑥ 第 4 条（品質マネジメントシステム）3.11 以降に記載する「保安に係る組織」について、実施者が不明確なことから適切な実施者（主語）を明確にした。また、6.5 に記載する「職員」から「当該課長」に変更した。
- ⑦ 第 4 条（品質マネジメントシステム）6.10(1)の誤字を修正するため、「未然防止処置」から「未然防止処置」に修正した。
- ⑧ 第 12 条（職員等への保安教育）第 1 項に、保安教育の内容を見直すことを明確にするため、「なお、保安教育の内容については、必要に応じて見直すものとする。」を追記した。

(2) 関係法令改正に伴う線量限度等の変更

- ① 附則（施行期日）に、別表第 13 に定める眼の水晶体の線量限度及び要警戒線量の施行日は、電離放射線障害防止規則の改正の施行日である令和 3 年 4 月 1 日であることを明確にするため、「ただし、別表第 13（眼の水晶体の線量限度及び要警戒線量）に関しては、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 82 号。）の施行の日（令和 3 年 4 月 1 日）から施行する。」を追記する。
- ② 別表第 13 の眼の水晶体の線量限度及び要警戒線量について、電離放射線障害防止規則の改正に伴い、線量限度を「(1)100mSv/5 年(2)50mSv/年」に、要警戒線量を「13mSv/3 月」に変更した。

以 上

六ヶ所保障措置センター核燃料物質核物質使用施設保安規定 新旧対照表

保安規定変更認可申請版 (2020年9月28日)	補正申請	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 品質マネジメントシステム (第4条)</p> <p>第3章 保安管理組織 (第5条—第10条)</p> <p>第4章 保安教育 (第11条—第14条)</p> <p>第5章 <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u> (第15条—第24条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第25条—第33条)</p> <p>第7章 放射線測定 (第35条—第37条)</p> <p>第8章 施設管理 (第38条—第40条の2)</p> <p>第9章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬 (第41条—第44条)</p> <p>第10章 放射性廃棄物の管理 (第45条—第47条)</p> <p>第11章 非常時の措置 (第48条—第56条)</p> <p>第12章 記録及び報告 (第57条—第59条)</p> <p>第13章 情報の共有と公開 (第60条—第61条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第3条)</p> <p>第2章 品質マネジメントシステム (第4条)</p> <p>第3章 保安管理組織 (第5条—第10条)</p> <p>第4章 保安教育 (第11条—第14条)</p> <p>第5章 <u>使用施設等の操作</u> (第15条—第24条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第25条—第33条)</p> <p>第7章 放射線測定 (第35条—第37条)</p> <p>第8章 施設管理 (第38条—第40条の2)</p> <p>第9章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬 (第41条—第44条)</p> <p>第10章 放射性廃棄物の管理 (第45条—第47条)</p> <p>第11章 非常時の措置 (第48条—第56条)</p> <p>第12章 記録及び報告 (第57条—第59条)</p> <p>第13章 情報の共有と公開 (第60条—第61条)</p> <p>附則</p>	<p>・記載の適正化 (本文との整合)</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム）</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>1 一般</p> <p>1.1 目的</p> <p>公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター（以下「六ヶ所センター」という。）の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制は、六ヶ所保障措置分析所の安全を確保するため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、品質マネジメントシステムとして構築し原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>1.2 定義</p> <p>第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従うものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、参事及び契約職員をいう。</p> <p>（略）</p> <p>3 経営責任者等の責任</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステム）</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>1 一般</p> <p>1.1 目的</p> <p>公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター（以下「六ヶ所センター」という。）の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制は、六ヶ所保障措置分析所の安全を確保するため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、品質マネジメントシステムとして構築し原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>1.2 定義</p> <p>第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に基づき別途定める「RSC保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、<u>第5条に定める</u>六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、参事及び契約職員をいう。</p> <p><u>(3)「管理者」とは、六ヶ所センターにおける保安業務及び品質マネジメント活動の管理監督する所長、六ヶ所検査部長（以下、「部長」という。）及び第6条第1項第5号から第7号に掲げる課長（以下、「各課長」という。）をいう。</u></p> <p>（略）</p> <p>3 経営責任者等の責任</p> <p>（略）</p>	<p>・記載の適正化（下部要領に定義が定められていること及び保安に係る組織の引用する条の明確化）</p> <p>・記載の適正化（管理者の定義の明確化）</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>3.8 管理者</p> <p>(1) 理事長は、次に掲げる業務を管理監督する<u>地位にある者</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）に当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>① 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>② 職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>③ 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>④ 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>⑤ 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>② 職員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する職員に確実に伝達する。</p> <p>④ 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を職員に定着させるとともに、職員が、使用施設等の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。</p> <p>⑤ 職員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(略)</p>	<p>3.8 管理者</p> <p>(1) 理事長は、次に掲げる業務を管理監督する<u>管理者</u>に当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>① 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>② 職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>③ 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>④ 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>⑤ 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>② 職員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する職員に確実に伝達する。</p> <p>④ 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を職員に定着させるとともに、職員が、使用施設等の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。</p> <p>⑤ 職員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(略)</p>	<p>・記載の適正化（管理者の定義追加に伴う修正）</p>
<p>3.1.1 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p><u>保安に係る組織</u>は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前検査及び自主検査等の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p>	<p>3.1.1 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p><u>品質マネジメントシステム管理責任者、核燃料取扱主務者及び管理者</u>は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前検査及び自主検査等の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p>	<p>・記載の適正化（主語の明確化）</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部署又は職員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>3.1.2 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、マネジメントレビューの結果を受けて少なくとも、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>① 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>② 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの実行性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、マネジメントレビュー結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>4 資源の管理</p> <p>4.1 資源の確保</p> <p><b>保安に係る組織</b>は、原子力の安全を確実なものにするため必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 職員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>4.2 職員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を職員に充てる。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、職員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>1) 職員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>2) 職員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる。</p>	<p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部署又は職員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>3.1.2 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) <b>理事長</b>は、マネジメントレビューの結果を受けて少なくとも、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>① 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>② 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの実行性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) <b>理事長</b>は、マネジメントレビュー結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <b>理事長</b>は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>4 資源の管理</p> <p>4.1 資源の確保</p> <p><b>理事長</b>は、原子力の安全を確実なものにするため必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 職員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>4.2 職員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を職員に充てる。</p> <p>(2) <b>管理者</b>は、職員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>1) 職員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>2) 職員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる。</p>	<p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p> <p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p> <p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>3)2)の措置の実効性を評価する。</p> <p>4)職員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p> <p>①品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>②品質マネジメントシステムの実行性を維持するための自らの貢献</p> <p>③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>5)職員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>5.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、保安活動の重要度に応じて個別業務に必要なプロセスについて、計画（以下、「個別業務計画」という。）を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、個別業務計画の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>④ 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>5.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p><b>保安に係る組織</b>は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはならないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p>	<p>3)2)の措置の実効性を評価する。</p> <p>4)職員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p> <p>①品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>②品質マネジメントシステムの実行性を維持するための自らの貢献</p> <p>③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>5)職員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>5.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、保安活動の重要度に応じて個別業務に必要なプロセスについて、計画（以下、「個別業務計画」という。）を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、個別業務計画の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>④ 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) <b>各課長</b>は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>5.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p><b>各課長</b>は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはならないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p>	<p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p>



保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>5.3 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>① 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>② 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>③ 組織があらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>5.4 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p><b>保安に係る組織</b>は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>5.5 設計開発計画</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、保安活動の重要度に応じて、設計開発（専ら使用施設等において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>② 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>③ 設計開発に係る部署及び職員の責任及び権限</p> <p>④ 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>5.3 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>① 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>② 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>③ 組織があらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <b>各課長</b>は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>5.4 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p><b>所長</b>は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>5.5 設計開発計画</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、保安活動の重要度に応じて、設計開発（専ら使用施設等において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>② 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>③ 設計開発に係る部署及び職員の責任及び権限</p> <p>④ 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) <b>各課長</b>は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p> <p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p> <p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>5.6 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>① 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>② 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>③ 関係法令</p> <p>④ その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>5.7 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>① 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>② 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>③ 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>④ 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>5.8 設計開発レビュー</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>① 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>② 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部署の代表者及び必要に応じ当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p>	<p>5.6 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>① 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>② 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>③ 関係法令</p> <p>④ その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>5.7 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>① 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>② 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>③ 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>④ 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>5.8 設計開発レビュー</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>① 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>② 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部署の代表者及び必要に応じ当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p>	<p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5.9 設計開発の検証</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、(1)の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、当該設計開発を行った職員に(1)の検証をさせない。</p> <p>5.10 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発 妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5.11 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、(2)の審査において、設計開発の変更が使用施設等に及ぼす影響の評価（当該使用施設等を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5.12 調達プロセス</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、調達物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物</p>	<p>(3) <b>各課長</b>は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5.9 設計開発の検証</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、(1)の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、当該設計開発を行った職員に(1)の検証をさせない。</p> <p>5.10 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発 妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5.11 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、(2)の審査において、設計開発の変更が使用施設等に及ぼす影響の評価（当該使用施設等を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) <b>各課長</b>は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5.12 調達プロセス</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、調達物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適</p>	<p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) <b>保安に係る組織</b>は、(3) の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) <b>保安に係る組織</b>は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(使用施設等の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p> <p>5.1.3 調達物品等要求事項</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、保安上重要な設備・機器に係る調達物品等に関する情報に、次に掲げる要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>① 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>② 調達物品等の供給者の職員の力量に係る要求事項</p> <p>③ 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>④ 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>⑤ 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>⑥ 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>⑦ その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) <b>各課長</b>は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) <b>各課長</b>は、(3) の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) <b>各課長</b>は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(使用施設等の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p> <p>5.1.3 調達物品等要求事項</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、保安上重要な設備・機器に係る調達物品等に関する情報に、次に掲げる要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>① 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>② 調達物品等の供給者の職員の力量に係る要求事項</p> <p>③ 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>④ 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>⑤ 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>⑥ 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>⑦ その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) <b>各課長</b>は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>備考</p> <p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>5.1.4 調達物品等の検証</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>5.1.5 個別業務の管理</p> <p><b>保安に係る組織</b>は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 使用施設等の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>5.1.6 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>①当該プロセス審査及び承認のための判定基準</p> <p>②妥当性確認に用いる設備の承認及び職員の力量を確認する方法</p> <p>③妥当性確認の方法</p>	<p>5.1.4 調達物品等の検証</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>5.1.5 個別業務の管理</p> <p><b>各課長</b>は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 使用施設等の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>5.1.6 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <b>各課長</b>は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>①当該プロセス審査及び承認のための判定基準</p> <p>②妥当性確認に用いる設備の承認及び職員の力量を確認する方法</p> <p>③妥当性確認の方法</p>	<p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>5.17 識別管理</p> <p><b>保安に係る組織</b>は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p>5.17 識別管理</p> <p><b>各課長</b>は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p>
<p>5.18 トレーサビリティの確保</p> <p><b>保安に係る組織</b>は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	<p>5.18 トレーサビリティの確保</p> <p><b>各課長</b>は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	<p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p>
<p>5.19 組織の外部の者の物品</p> <p><b>保安に係る組織</b>は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>5.19 組織の外部の者の物品</p> <p><b>各課長</b>は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p>
<p>5.20 調達物品の管理</p> <p><b>保安に係る組織</b>は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p>	<p>5.20 調達物品の管理</p> <p><b>各課長</b>は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p>	<p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p>
<p>5.21 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>① あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>② 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>③ 所要の調整がなされていること。</p> <p>④ 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>⑤ 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) <b>保安に係る組織</b>は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)</p>	<p>5.21 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) <b>各課長</b>は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>① あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>② 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>③ 所要の調整がなされていること。</p> <p>④ 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>⑤ 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) <b>各課長</b>は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) <b>各課長</b>は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適</p>	<p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) <b>保安に係る組織</b>は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) <b>保安に係る組織</b>は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>6 評価及び改善</p> <p>6.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、職員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>6.2 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>6.3 内部監査</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じてあらかじめ定められた間隔で客観的な評価を行う職員その他の体制により、内部監査を実施する。</p> <p>① 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>② 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、内部監査の対象となり得る部署、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) <b>保安に係る組織</b>は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p>	<p>合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) <b>各課長</b>は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) <b>各課長</b>は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>6 評価及び改善</p> <p>6.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) <b>所長</b>は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) <b>所長</b>は、職員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>6.2 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <b>所長</b>は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) <b>所長</b>は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>6.3 内部監査</p> <p>(1) <b>所長</b>は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じてあらかじめ定められた間隔で客観的な評価を行う職員その他の体制により、内部監査を実施する。</p> <p>① 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>② 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) <b>所長</b>は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) <b>所長</b>は、内部監査の対象となり得る部署、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) <b>所長</b>は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) <b>所長</b>は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p>	<p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p> <p>・記載の適正化（主語の明確化）</p>







保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>この限りでない。</p> <p>(5) <b>保安に係る組織</b>は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査を当該機器等を担当する職員以外の職員とすること、その他の方法により独立性を確保する。</p> <p>(6) <b>保安に係る組織</b>は、自主検査等について必要に応じて(5)を準用する。</p> <p>6.6 不適合の管理</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>① 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p>② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)</p> <p>③ 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>④ 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) <b>保安に係る組織</b>は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) <b>保安に係る組織</b>は、(3)①の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>6.7 データの分析及び評価</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>② 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>④ 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>限りでない。</p> <p>(5) <b>所長</b>は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査を当該機器等を担当する職員以外の職員とすること、その他の方法により独立性を確保する。</p> <p>(6) <b>所長</b>は、自主検査等について必要に応じて(5)を準用する。</p> <p>6.6 不適合の管理</p> <p>(1) <b>各課長</b>は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) <b>所長</b>は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) <b>各課長</b>は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>① 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p>② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)</p> <p>③ 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>④ 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) <b>各課長</b>は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) <b>各課長</b>は、(3)①の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>6.7 データの分析及び評価</p> <p>(1) <b>所長</b>は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) <b>所長</b>は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>② 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>④ 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>・記載の適正化(主語の明確化)</p> <p>・記載の適正化(主語の明確化)</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>6.8 継続的な改善</p> <p><b>保安に係る組織</b>は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>6.9 是正処置等</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>1) 是正処置を講じる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>①不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>②類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>2) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>5) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <b>保安に係る組織</b>は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) <b>保安に係る組織</b>は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>6.10 未然防止処置</p> <p>(1) <b>保安に係る組織</b>は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>① 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</p> <p>② 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>③ 必要な<b>未然防止処置</b>を明確にし、実施する。</p> <p>④ 講じた全ての<b>未然防止処置</b>の実効性の評価を行う。</p> <p>⑤ 講じた全ての<b>未然防止処置</b>及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>6.8 継続的な改善</p> <p><b>理事長及び所長</b>は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>6.9 是正処置等</p> <p>(1) <b>所長</b>は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>1) 是正処置を講じる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>①不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>②類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>2) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>5) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <b>所長</b>は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) <b>品質マネジメントシステム責任者</b>は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>6.10 未然防止処置</p> <p>(1) <b>所長</b>は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>① 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</p> <p>② 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>③ 必要な<b>未然防止処置</b>を明確にし、実施する。</p> <p>④ 講じた全ての<b>未然防止処置</b>の実効性の評価を行う。</p> <p>⑤ 講じた全ての<b>未然防止処置</b>及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p> <p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p> <p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p> <p>・記載の適正化 (誤字の修正)</p>

保安規定変更認可申請版（2020年9月28日）	補正申請	備考
<p>(2) <u>保安に係る組織</u>は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) <u>所長</u>は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>・記載の適正化 (主語の明確化)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3章 保安管理組織</b></p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 保障措置分析所の保安活動及びその品質マネジメント活動に関する組織は、次の各号に掲げる職位、委員会で構成し、その組織図は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 (2) 所長 (3) 品質マネジメントシステム管理責任者 (4) 核燃料取扱主務者 (5) <u>六ヶ所検査部長（以下、「部長」という。）</u> (6) 分析課長 (7) 安全管理課長 (8) 管理課長 (9) 安全委員会</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 保安管理組織</b></p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 保障措置分析所の保安活動及びその品質マネジメント活動に関する組織は、次の各号に掲げる職位、委員会で構成し、その組織図は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 (2) 所長 (3) 品質マネジメントシステム管理責任者 (4) 核燃料取扱主務者 (5) <u>部長</u> (6) 分析課長 (7) 安全管理課長 (8) 管理課長 (9) 安全委員会</p>	<p>・記載の適正化 (管理者の定義の明確化に伴う変更)</p>
<p>(職員等への保安教育)</p> <p>第12条 安全管理課長は、毎年度、保障措置分析所において業務を行う職員等の保安教育について、別表第1の実施方針に基づいて実施計画を作成し、所長の承認を得る。</p> <p>2 所長は、前項の計画を承認する場合は、必要に応じて安全委員会の審議を経て、核燃料取扱主務者の同意を受ける。</p> <p>3 <u>第6条第1項第5号から第7号に掲げる課長（以下「各課長」という。）</u>は、第1項の承認を受けた計画に基づいて教育を実施する。ただし、各課長が教育項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 各課長は、前項の結果を安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p>	<p>(職員等への保安教育)</p> <p>第12条 安全管理課長は、毎年度、保障措置分析所において業務を行う職員等の保安教育について、別表第1の実施方針に基づいて実施計画を作成し、所長の承認を得る。<u>なお、保安教育の内容については、必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p>2 所長は、前項の計画を承認する場合は、必要に応じて安全委員会の審議を経て、核燃料取扱主務者の同意を受ける。</p> <p>3 <u>各課長</u>は、第1項の承認を受けた計画に基づいて教育を実施する。ただし、各課長が教育項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 各課長は、前項の結果を安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p>	<p>・記載の適正化 (保安教育の内容を見直すことの明確化等)</p>

保安規定変更認可申請版 (2020年9月28日)			補正申請			備考																																
附 則 (令和 年 月 日) (施行期日) この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。			附 則 (令和 年 月 日) (施行期日) この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。 <u>ただし、別表第13 (眼の水晶体の線量限度及び要警戒線量) に関しては、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令 (令和2年厚生労働省令第82号。) の施行の日 (令和3年4月1日) から施行する。</u>			・関係法令改正に伴う線量限度等の変更 (施行日の明確化)																																
別表第13 放射線業務従事者に係る線量限度 (第36条)			別表第13 放射線業務従事者に係る線量限度 (第36条)																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>線量区分</th> <th>線量限度</th> <th>要警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td> <td>(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子* 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv</td> <td>左記(1)(2)に対しては 13mSv/3月 左記(3)に対しては 2mSv/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>150mSv/年</u></td> <td><u>40mSv/3月</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>500mSv/年</td> <td>130mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv</td> <td>1mSv/左記の期間中</td> </tr> </tbody> </table>			線量区分	線量限度	要警戒線量	実効線量	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子* 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv	左記(1)(2)に対しては 13mSv/3月 左記(3)に対しては 2mSv/月	等価線量	眼の水晶体	<u>150mSv/年</u>	<u>40mSv/3月</u>	皮膚	500mSv/年	130mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv	1mSv/左記の期間中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>線量区分</th> <th>線量限度</th> <th>要警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td> <td>(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子* 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv</td> <td>左記(1)(2)に対しては 13mSv/3月 左記(3)に対しては 2mSv/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>(1) 100mSv/5年</u> <u>(2) 50mSv/年</u></td> <td><u>13mSv/3月</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>500mSv/年</td> <td>130mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv</td> <td>1mSv/左記の期間中</td> </tr> </tbody> </table>			線量区分	線量限度	要警戒線量	実効線量	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子* 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv	左記(1)(2)に対しては 13mSv/3月 左記(3)に対しては 2mSv/月	等価線量	眼の水晶体	<u>(1) 100mSv/5年</u> <u>(2) 50mSv/年</u>	<u>13mSv/3月</u>	皮膚	500mSv/年	130mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv	1mSv/左記の期間中	・関係法令改正に伴う線量限度等の変更
線量区分	線量限度	要警戒線量																																				
実効線量	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子* 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv	左記(1)(2)に対しては 13mSv/3月 左記(3)に対しては 2mSv/月																																				
等価線量	眼の水晶体	<u>150mSv/年</u>	<u>40mSv/3月</u>																																			
	皮膚	500mSv/年	130mSv/3月																																			
	妊娠中である女子の腹部表面	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv	1mSv/左記の期間中																																			
線量区分	線量限度	要警戒線量																																				
実効線量	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子* 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv	左記(1)(2)に対しては 13mSv/3月 左記(3)に対しては 2mSv/月																																				
等価線量	眼の水晶体	<u>(1) 100mSv/5年</u> <u>(2) 50mSv/年</u>	<u>13mSv/3月</u>																																			
	皮膚	500mSv/年	130mSv/3月																																			
	妊娠中である女子の腹部表面	本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv	1mSv/左記の期間中																																			
* 妊娠不能と診断された者及び各課長に妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者並びに表の(4)に該当する者を除く。			* 妊娠不能と診断された者及び各課長に妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者並びに表の(4)に該当する者を除く。																																			